

第1回

中御所

篠原磯治郎

歴史・文化の保存と記録

基金

本基金は、故郷の歴史と文化を次世代へ継承したいという切なる願いと、失われゆく地域の記憶への強い危機感に基づき設立されました。

寄付者の方の想いを託し、個人の家や地域に埋もれた歴史的・文化的史料の散逸を食い止め、それを市民や専門家の手で丁寧に読み解き、永続的な記録・公開を通じて、地域の財産として未来へ繋ぐ長期的な挑戦を行う活動を応援します。

〈公募期間〉

2026年
5月1日(金)～6月30日(火)

1件あたり
10～50万円
程度



公益財団法人
長野県みらい基金



〈明治前期〉中御所村図（長野県立歴史館所蔵）

1. 助成対象となる活動

本基金は、個人の家や地域に眠る資料に焦点を当て、その発掘、読み解き、記録を通じ、長期的な保存と次世代への継承、および公的な場での活用への橋渡しとなる活動を応援します。

助成対象となる活動は、以下の3つの目的に分類されます。

- 【古文書の読み解き(翻刻)と記録・研究】
市民や愛好会、研究者が協力し、地域の古文書等の未公開の民間史料を読み解き(翻刻)し、現代文や目録として記録する活動。また、その成果に基づく研究や報告書の作成。
- 【史料の保全・活用に向けた橋渡し活動】
地域の史料所有者からの相談を受け、その史料の適切な保存や公的機関への寄贈・寄託などに関するアドバイスや、それに伴う小規模な調査を行う活動。
- 【郷土史料のデジタルアーカイブ化に向けた調査・検討】
整理・翻刻された古文書等の郷土史料をデジタルデータ化の実現に向けた予備的調査や検討。

2. 助成対象団体

下記の項目すべてに該当する団体が対象となります。

- ・長野県内に事務所を置き、公共的活動を行う非営利の民間団体
- ・公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」に団体登録している団体
- ・助成事業実施後に活動報告書の提出と公開への同意をいただける団体
- ・本募集要項、並びに、公益財団法人長野県みらい基金の定める冠寄附・助成プログラム実施要綱及びその他の関連要綱・規約等に同意し、各規定内容を遵守できる団体。

※法人格が無くても申請可能ですが、助成金の振込にあたっては団体名義の口座が必要となります。

※長野県みらいベースへ未登録の場合は、まず初めに登録手続きを行ってください。

団体登録の方法は【長野県みらいベース | 登録を希望する団体の方へ】

(<https://www.mirai-kikin.or.jp/npo/>) をご覧ください。

3. 助成金額

本基金による助成金額は、以下の通りです。

1件あたりの助成金額	具体的な費用の用途	採択予定件数
原則として 1件あたり 10万円～50万円の 範囲とします。 ※1万円未満は切捨て	<ul style="list-style-type: none"> ・古文書の読み解き(翻刻)や記録等にかかる経費(講師謝金、印刷費、郵送料など) ・史料所有者からの相談を受け、アドバイスを行う活動にかかる費用(交通費、通信費、資料作成費など) ・郷土史料のデジタルアーカイブ化に向けた予備的調査・検討にかかる経費(専門家への相談費用、小規模な試行費用など) 	4件程度

4. 助成対象となる経費

助成対象期間内に、助成を受ける団体が申請事業を実施するのに要するもの(備品・消耗品費、通信費、賃借費、旅費交通費、外部講師への謝金、保険料など)

※原則として、受領者による領収書あるいは銀行振り込みの記録等により、金銭の内容・受領者・支払者を証明できることが条件となります。

5. 助成の対象とならない経費

- ・申請事業とは関連しない、団体の経常的な運営のための経費(例:事務所の家賃や水道光熱費、申請事業に関わらない活動での旅費交通費など)
- ・助成対象期間外に発生した、あるいは支払われた経費
- ・領収書等により支払額や支払日、使途等が確認できない経費
- ・その他、事業を実施する上で適当でないと認められる経費

お問い合わせ

公益財団法人長野県みらい基金 松本事務所 (担当: 芦澤)

〒390-0852

長野県松本市島立1020 松本合同庁舎2階

TEL 0263-50-5535 FAX 0263-50-6561

E-Mail matsumoto@mirai-kikin.or.jp

詳細は長野県みらいベース冠基金をご参照ください。
<https://www.mirai-kikin.or.jp/crown-program/>



6. 申請方法

- ① 第1回中御所篠原磯治郎基金ウェブサイト(長野県みらいベースウェブサイト内)より、申請書類をダウンロードしてください。
- ② 各書類に必要な事項を記入したのちに、第1回中御所篠原磯治郎基金ウェブサイト内の申請フォームからご応募ください。提出書類は、申請フォームよりアップロードしてください。

提出書類	備考
<input type="checkbox"/> 助成申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 予算書(様式第1号・別紙)	どちらもPDF形式で提出してください。
【提出締切日】2026年6月30日(火)まで	
【サイトURL】 https://www.mirai-kikin.or.jp/crown-program/	

7. スケジュール

- ◇ 公募期間 : 2026年5月1日(金)～6月30日(火)
 - ◇ 審査期間 : 2026年7月
 - ◇ 結果発表 : 2026年7月下旬～8月上旬
 - ◇ 助成金振込 : 2026年8月中旬
 - ◇ 事業実施 : 助成決定日から2027年3月31日(水)まで
 - ◇ 報告書提出 : 事業終了後1か月以内、遅くとも2027年4月30日(金)まで
- ※実績報告書は、公共的活動応援サイト「長野県みらいベース」上で公開します。

8. 選考について

- 選考方法
長野県みらい基金に設置されている第三者委員会にて選考を行います。選考では、申請書類等を確認したうえで、選考基準をもとに、審査委員の協議により、採択の可否と助成額を決定します。なお、選考過程において事務局によるヒアリング(電話・メール等による聞き取り)をさせていただく場合があります。
- 選考基準
 - 1.【事業の目的と寄付者の思いとの合致度】
公的機関の支援が届きにくい民間史料を対象とし、その「読み解き」「記録化」、および「長期的な保存と公的な場での活用への橋渡し」に焦点を当てているか。
 - 2.【成果の公共性・社会貢献性】
得られた成果が、地域の記憶の継承や文化の再認識にどれだけ広く貢献するか。史料所有者へのアドバイス活動を通じて、史料の散逸防止や公的機関への円滑な橋渡しにどれだけ貢献するか。
 - 3.【事業計画の実現可能性と具体性】
事業の目的、活動内容、スケジュール、予算が明確で、現実的に実行可能か。
 - 4.【活動の重要性・緊急性】
対象とする史料が、失われると二度と取り戻せない地域の歴史・文化に関する重要性を持つか。史料の劣化や所有者の高齢化など、活動が喫緊に実行されるべき明確な理由があるか。
 - 5.【予算の妥当性】
申請額が事業計画と活動内容に適切に対応しているか。各費目の積算根拠が明確に示されているか。
- 選考結果
選考結果は、申請書に記載された担当者のメールアドレス宛にお知らせします。なお、選考に関わる内容に関するお問い合わせには応じかねますので、あらかじめご了承ください。

9. その他

【個人情報の取り扱いについて】 申請書類に記載いただいた個人情報は、「公益財団法人長野県みらい基金個人情報保護方針」に則り、本プログラムの選考に関わる業務に利用いたします。なお、助成対象となった事業に関しては、【団体名、事業名、助成金額、事業概要】を長野県みらいベースのホームページや当財団の印刷物において公表させていただきます。【助成対象となる活動・団体の補足】 冠寄付・助成プログラムは、基金創設者の思いを反映した独自の助成プログラムで、地域課題の解決又は地域社会の発展に寄与する公共的活動の増進を図ることを目的としています。申請する事業が「営利を主たる目的とした活動ではないこと」、「個人的な活動や趣味的なサークル活動ではないこと」、「政治活動や宗教活動を主たる目的とした活動ではないこと」および「反社会勢力とは一切関わりがないこと」をご確認ください。【お問い合わせ先】 申請にあたってのご相談・ご質問等がございましたら、左記の事務局宛にお気軽にお問い合わせください。